

# 淀川水系流域委員会 第7回住民参加部会（2003.10.23開催）結果概要

03.11.10 庶務作成

開催日時：2003年10月23日（木） 9:30～13:00

場 所：大津商工会議所 大ホール

参加者数：委員 13名 河川管理者 11名 一般傍聴者 88名

## 1 決定事項

- ・ 各委員は、26日中（遅くとも27日午前9時まで）に「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に対する意見を文書にて提出する。
- ・ 各委員は、11月5日（水）までに、「住民参加部会意見（031023案）」に対する意見を、文書にて提出する。
- ・ 住民参加部会の作業部会を、11月上旬に開催する。また、住民参加部会検討会を11月中旬（10日午後が有力）に開催する。作業部会、検討会ともに、場所・時間については後日調整する。

## 2 審議の概要

庶務より、資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

荻野委員より、資料2-2-1「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」について説明がなされたあと、意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見」を参照。

山村委員より、資料2-1-1「住民参加部会意見（031023案）」の全体について、川上委員より「合意形成」の部分について説明が行われた。時間の都合により審議は割愛され、社会的合意に関する河川管理者との意見交換が行われた。残りの審議については、後日開催される検討会にて議論が行われることになった。主な意見は、「3 主な意見」を参照。

## 3 主な意見

「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に関する意見交換

- ・ 「はじめに」のフロー図の左側に、従来の説明会・公聴会を「説明と説得」「妥協」と表現しているが、委員会が従来の方法をそのように評価しているという誤解を生む恐れがある。また右側のフローでは、住民意見の反映の手段が対話集会に限定されている。図を削除するか、従来の説明会や公聴会に加えて対話集会がある、という表現にすべきではないか。

右側の新しい住民意見の反映の仕組みの中の「対話と討論」は、双方向に行われるという表現に改めるべきである。さらに、「対話と討論」のプロセスでは、代替案の検討を盛り込むべきではないか。また、「合意形成」と書かれているが、対話集会によって社会的合意が得られるとは限らない。誤解されないように何らかのコメントを書く必要が

ある。

住民意見の反映のイメージをつかむためにもフロー図は必要であり、なんとか工夫して図示してほしい。

- ・ 意見書では、対話集会のみが住民意見の反映である、という意味合いになっている。住民参加の様々な取組みについては、「住民参加部会意見」の中で包括的に述べている。「計画策定における住民意見の反映について」では、対話集会は、住民意見の反映の主要な部分を占めるが、情報の公開・共有化を図るためには、説明会や公聴会なども必要という筋書きになっている。
- ・ 「計画策定における住民意見の反映について」の全体構成について、「2. 住民意見の聴取・反映・公表等の手法について」と「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」は、対話集会について述べられているので、「5. 対話集会の基本的考え方と目的」と一緒にまとめた方がよいのではないか。
- ・ 住民意見の反映といっても、整備計画に文字として落としこめることと、河川管理者が心に受けとめはするが、文字として反映できないことがある。そういう目に見えない反映方法についても相手に伝えるようなことができないか。

文章にてご提出いただきたい。(部会長)

- ・ 13 ページの対話集会のイメージ図について、オブザーバーの席の1つは流域委員会の庶務として頂きたい。庶務には、流域委員会の資料を持参していただき、対話集会に協力してもらいたい。

この図は、円卓会議への出席者を、ファシリテーター以外に説明者・住民代表・自治体等各種団体代表として完全に分けるのではなく、対話集会の出席者として平等に発言権を持つという分け方にするというように変更した。

変更の趣旨としては、それでよいだろう。

資料 2-2-2「意見書 第 部 「計画策定における住民意見の反映について」(031017 版)への委員からの意見」の 13 ページの対話集会イメージ図は、全体的にやわらかいタッチで描いてほしい。

- ・ 「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」の下から 6 行目に、「河川管理者と流域委員会は今後、ダム計画についての住民参加・対話集会～」とあるが、その後に出てくる「調査研究等」とは具体的に何を示すのか、説明してほしい。  
「調査研究等」とは、対話集会における合意形成の過程の中で、例えば資料やデータが必要になったり、現場での調査が必要になったりと、テーマによってはさらに掘り下げなければならない部分も出てくることを意味している。
- ・ 「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」の一番下の行に「～機関の設置が望まれる」とあるが、流域委員会とは別の新たな機関の提案と捉えてよいのか。  
ここは住民参加部会の意見とりまとめの際の「理念班」の文言を採用した。対話集会で合意されたことが整備計画に盛り込まれ、実際の現場においても忠実に実施されているかを検証・確認するための機関を想定している。  
対話集会は、住民合意及び社会的合意の形成を目的とするのではない。このことは

「5.2 対話集会の目的」で明確に述べているが、「6.2 会議形式」では「～対話を通して、河川整備計画の合意形成を図るのであるから、～」と、矛盾したことが述べられているので修正すべきである。

- ・ 住民参加の提言(030516版)には、「(4)開催方法と留意事項について 2) ファシリテーターは、意見書および会議の円滑な運営確保を考慮して、円卓につく人を選ぶ」とあるが、今回の意見書の「7.3 対話集会の出席者選定と(人数、選定基準)選定者」では、「(対話集会への)出席者の選定は、河川管理者が流域委員会の助言を参考にして決定する」となっている。内容に変更があったのか、確認したい。(河川管理者)  
「7.3 対話集会の出席者選定と(人数、選定基準)選定者」での文言は間違いで、別冊提言(030516版)の表現に書き換える。(部会長)

「住民参加部会意見(031023案)」に関する意見交換  
山村委員より、資料2-1-1「住民参加部会意見(031023案)」の全体について、川上委員より「合意形成」の部分について説明が行われ、社会的合意について、河川管理者との意見交換が行われた。主な意見は、以下の通り。

- ・ 第25回委員会では、社会的合意を得ることと住民意見を聴いて反映させることが同じかどうかを質問した。“学識経験者や住民の意見を聴いて、それを反映させる。その後、地方自治体の長の意見を聴く。”この一連の手続きが社会的合意を得る一つ的手段だと考えている。さらに、住民参加には、整備計画策定時における住民参加と、整備計画を実践する際の住民参加がある。社会的合意を得ること、住民意見の反映、住民参加について、我々が持っているイメージに対する意見も含めて審議してほしい。(河川管理者)  
住民意見の聴取・反映については、河川法第9条に計画策定過程として規定されているが、具体的方法が記載されていないので、対話集会を提案した。社会的合意については、河川法に規定されていないが、多くの方の合意を得るというプロセスは非常に重要である。そのプロセスをきちんと行うことがまさに社会的合意と言えるのではないか。河川管理者にも、本日のとりまとめで理解していただけるのではないか。社会的合意については委員間でも認識の隔りがある。河川管理者から委員に確認したいこと等があれば、後日、各委員および河川管理者の理解を深める会(検討会)を開くことも検討したい。(部会長)

時間の都合により残りの審議は割愛され、後日開催される検討会にて議論が行われることになった。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。